

## 部門規則

制定 平成21年10月30日 改正 平成24年05月23日

1. 適用範囲 この規則は、本会の目的達成のため、8の要素技術分野と4の応用技術分野に対応して設置する以下の12の部門に適用する。

## 要素技術分野

- (1) 放射線部門：放射線による試験・検査等に関する分野を所掌する。
- (2) 超音波部門：超音波による試験・検査等に関する分野を所掌する。
- (3) 磁粉・浸透・目視部門：磁粉、浸透、目視による試験・検査等に関する分野を所掌する。
- (4) 電磁気応用部門：電磁気応用による試験・検査等に関する分野を所掌する。
- (5) 漏れ試験部門：漏れによる試験・検査等に関する分野を所掌する。
- (6) 応力・ひずみ測定部門：応力・ひずみ測定による試験・検査等に関する分野を所掌する。
- (7) アコースティック・エミッション部門：アコースティック・エミッションによる試験・検査等に関する分野を所掌する。
- (8) 赤外線サーモグラフィ部門：赤外線サーモグラフィによる試験・検査等に関する分野を所掌する。

## 応用技術分野

- (9) 製造工程検査部門：製造工程検査等に関する分野を所掌する。
- (10) 保守検査部門：保守検査等に関する分野を所掌する。
- (11) 鉄筋コンクリート構造物の非破壊試験部門：鉄筋コンクリート構造物等の非破壊試験に関する分野を所掌する。
- (12) 新素材に関する非破壊試験部門：新素材等の非破壊試験に関する分野を所掌する。

2. 部門の活動 部門は次の学術活動を行う。

- (1) 非破壊検査法に関する研究及び調査
- (2) 非破壊検査法に関する学術行事の開催、情報交換及び普及
- (3) その他、理事会あるいは学術委員会から委嘱された活動

3. 新設及び改廃 部門を新設又は改廃することは、学術委員会の審議結果を経て理事会の承認を必要とする。

4. 会員の部門登録 部門登録した会員は、当該部門の学術活動に参加することができる。部門登録は、以下による。

4.1 団体会員の部門登録 団体会員が部門登録できる部門数は次の通りとする。

- A種団体会員は最大12部門まで。
- B種団体会員は最大8部門まで。
- C種団体会員は最大5部門まで。
- D種団体会員は最大3部門まで。

4.2 個人会員の部門登録 個人会員は、1つの部門に部門登録することができる。個人会員は、追加登録費を支払うことにより、さらに1つの部門に追加登録をすることができる。

4.3 部門委員会を構成する個人会員の部門登録 5項で規定する部門委員会の構成員となった個人会員は、4.2項に関わらず当該部門に部門登録される。

5. 部門の運営 それぞれの部門に主査1名を置く。主査は、部門の活動を統括するとともに、部門委員会を主宰して部門の運営に当たる。部門委員会の構成及び役割は以下による。

5.1 部門委員会の構成 部門委員会は、主査、幹事及び、部門委員会委員で構成する。それらは以下による。参考：部門の構成を附図に示す。

5.2 幹事 部門委員会には、幹事を置くことができる。幹事の人数は、部門委員会委員数の15%もしくは30名の多い方を超えないこととする。幹事は、部門委員会幹事会を構成し、主査の指示により部門委員会の活動を補佐する。

5.3 部門委員会委員 部門登録した団体会員は、当該団体に所属する者を、部門委員会委員として委員登録することができる。また、主査が推薦し学術委員会が承認した個人会員は部門委員会委員として委員登録することができる。ただし、同一部門の部門委員会への委員登録数は、同一団体で3名を超えないこととする。

5.4 主査・幹事の選出 主査は、部門委員会委員の中から候補者を選出し、理事会の議を経て会長が委嘱する。幹事は、部門委員会委員の中から主査の推薦によって学術委員会の議を経て会長が委嘱する。

5.5 主査・幹事の任期 主査の任期及び定年は、「委員長の選定、任期及び定年に関する規則」による。ただし再任は妨げない。幹事の任期は1年とし、再任・重任を妨げない。ただし、事業年度途中から委嘱された幹事は、その事業年度末をもって1年とする。

6. 学術行事の開催 それぞれの部門は、原則として、所掌する分野に関連した学術行事（討論会、講演会、

見学会、等)を年3回開催し、そのうち1回は、活発な情報交換を目的として、非会員も参加可能なシンポジウムとする。

7. 学術行事への参加及び資料配布 部門登録した団体会員及び個人会員は、当該部門が開催する学術行事に参加することができる。それらは以下による。なお、シンポジウムについては別途定める。

7.1 団体会員の参加 部門登録した団体会員に所属する者であれば、事前申し込みを条件に、当該部門が開催する学術行事に参加することができる。

7.2 団体会員への資料配布 団体会員からの参加者には、事前申し込みを条件に、1名あたり1部、最大5部を無料配布する。また、当日の出欠にかかわらず、団体会員あてに資料1部を事後送付する。

7.3 個人会員の参加 部門登録した個人会員は、事前申し込みを条件に、当該部門が開催する学術行事に参加することができる。

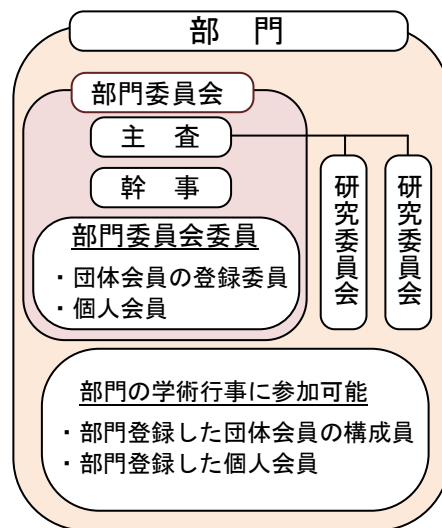
7.4 個人会員への資料配布 個人会員の参加者には、原則として資料を実費相当額で頒布する。

7.5 部門委員会委員への資料配布 学術行事に出席した部門委員会委員には資料1部を無料配布する。

8. 研究委員会の設立 部門には、事業遂行のため、学術委員会及び理事会の議を経て研究委員会を置くことができる。研究委員会については別に定める。

9. 報告 主査は、当該部門の活動状況を年1回、学術委員会に報告するとともに、協会機関誌上等で報告を行う。

10. 規則の改廃 本規則の改廃は、学術委員会の議を経て、理事会の議決を必要とする。



附図—部門の構成